

## 組合員が退職後も任用される場合で、退職時点で被扶養者であった者の認定手続

組合員資格の状況に応じて、認定手続の必要性は下表のとおりとなります。

なお、退職後も任用される場合の組合員資格の扱いについては、令和8年3月13日付7公立東京給第1865号「令和8年度新規採用等に伴う組合員資格取得届出等の手続について（通知）」を参照してください。

なお、組合員資格が継続するかどうかは、上記通知に添付の「資格取得・継続手続判定シート（Excelデータ）（ホームページにも掲載）を御活用ください。

組合員資格の状況	組合員番号変更・組合員種別変更の有無	認定手続の必要性	任用形態の具体例
資格が継続する	番号変更あり	<b>認定手続不要</b> ※ 番号変更後の被扶養者の資格確認書は一斉交付される。*	令和8年3月25日まで 臨時的任用教職員 令和8年4月1日から 会計年度任用職員 (任命権者、適用事業所及び所属所が同一の場合)
	番号変更なし	<b>認定手続不要</b> ※ 退職前の資格確認書又は被扶養者証を引き続き使用できる。	令和8年3月25日まで 臨時的任用教職員 令和8年4月1日から 臨時的任用教職員
	種別変更あり	<b>認定手続不要</b> ※ 種別変更後の被扶養者の資格確認書は一斉交付される。*	令和8年3月31日まで 正規職員 令和8年4月1日から 定年前再任用短時間勤務職員
資格が継続しない		<b>認定手続必要</b> 本通知により新たに認定手続を行う。	令和8年3月25日まで 臨時的任用教職員 令和8年4月1日から 正規教職員

※ 令和8年4月以降も、被扶養者としての要件を満たしていることを確認してください。

就職や転居等による扶養状況の変化や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う配偶者との収入逆転等により被扶養者としての要件を満たさない場合は、速やかに認定取消手続を行ってください。

また、就職（勤務先の健康保険加入）による認定取消の場合は、就職先の健康保険の資格確認書の写し、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの、資格情報のお知らせの写し、又は採用辞令や発令通知の写しなど、勤務先の社会保険の資格取得日が確認できる書類を添付してください。